

胎内市空き家バンク希望物件申込書

令和 年 月 日

（あて先）胎内市長

申込者 利用者登録番号 第 号  
〒 ー  
住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号（ ） ー

胎内市空き家バンク制度実施要綱第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込み  
ます。

希望する物件 登録番号

- ※ 申込みできる物件は、3 物件までとします。
- ※ 市が仲介に関して協定を締結した取引仲介者（以下「取引仲介者」という。）が仲介を行いますので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定に基づく報酬が発生します。

| 同居人 ※起業の場合は記載不要 |             |    |            |             |    |
|-----------------|-------------|----|------------|-------------|----|
| フリガナ<br>氏名      | 申込者との<br>続柄 | 年齢 | フリガナ<br>氏名 | 申込者との<br>続柄 | 年齢 |
|                 |             | 歳  |            |             | 歳  |
|                 |             | 歳  |            |             | 歳  |
|                 |             | 歳  |            |             | 歳  |
|                 |             | 歳  |            |             | 歳  |
| 備考              |             |    |            |             |    |

既に登録してある空き家バンク利用希望者登録に係る私の個人情報及び本書に記載した内容について、空き家登録者、市が取引仲介に関して協定を締結している者（以下「取引仲介者」という。）及び空き家バンク制度に関し市が協定を締結している者へ提供することを同意します。

- （備考）
- 1 交渉・契約の一切については、取引仲介者に所属する仲介業者が行い、交渉、契約及び契約成立後の問題等に関して、市は一切関与しません。
  - 2 記入していただいた個人情報は、空き家バンク制度以外の目的では利用しません。
  - 3 利用の目的、家族構成等個人情報でない情報を希望する物件が所在する行政区の区長（胎内市区長に関する規則（平成 17 年規則第 7 号）に定める区長をいう。）を通じて当該行政区に提供します。